

令和4年 第8回須賀川市農業委員会総会議事録

令和4年8回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和4年8月9日（火）
- 2 招集通知日 令和4年8月9日（火）
- 3 招集日時 令和4年8月22日（月）午後1時30分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A～C
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	加藤 梅子	2	関根 要一	3	安藤 雅裕	4	桑名 辰幸
5	大越 彰	6	村上 光宏	7	古川 雅和	8	矢部 邦博
9	高橋 純一	10	小枝 宏嗣	11	松川美智夫	12	吉田かつ子
13	鈴木 光重	14	和田 博文	15	熊谷 聡	16	横川 良雄
17	矢吹 正則	18	深谷 寅一	19	秋山 吉治		

- 6 出席農業委員 17名
- 7 欠席農業委員 2名（安藤 雅裕委員、秋山 吉治委員）
- 8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名

担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名
須・浜	村上 節夫	須・浜	安田 彰	西袋	吉田 和男	西袋	渡邊 久記
稲田	関口 明夫	稲田	大河原一英	小塩江	橋本 孝一	小塩江	塩田 静生
小塩江	相楽 利晴	仁井田	影山 孝	仁井田	岡部 俊男	仁井田	根本 芳一
大東	関根 隆二	大東	佐藤 良幸	大東	関根 久之	長沼	小林 弘一
長沼	池田多可志	長沼	内山 哲夫	長沼	本間 正博	岩瀬	佐藤 秀和
岩瀬	齊藤 正人	岩瀬	渡邊 聖一	岩瀬	岡部 重雄		

- 9 欠席農地利用最適化推進委員 3名
(安田 彰委員、小林 弘一委員、齊藤 正人委員)

10 職務のため会議場に参加した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	西澤 俊邦
	農政係 長	早尾 重美
	農地係 長	力丸 光輝

	專	門	員	三島木 修
經濟環境部農政課	主	事		藤田 紘平

11 議 案

議案第 35 号 農用地利用集積計画について

議案第 36 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

議案第 37 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 38 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 39 号 遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について

議案第 40 号 令和 4 年度 農地パトロール実施要領（案）について

報告第 25 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 26 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 27 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 28 号 携帯電話用無線基地局の建設に係る農地転用届出書の受理について

12 その他

13 開 会 （午後 1 時 3 0 分）

14 挨拶 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号 13 番 鈴木 光重 農業委員と 15 番 熊谷 聡 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 （午後 2 時 2 5 分）

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和4年8月23日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和4年 第8回総会

令和4年8月22日（月）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第35号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 早尾係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今、説明がありました第92号、第93号について、質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第35号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第35号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第36号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事 務 局 早尾係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今、説明がありました第26号、第27号について、質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第36号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第36号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

（農政課職員 退席）

次に、議案第37号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたしますが、受理番号第45号について

は、桑名辰幸農業委員の、自己案件であるため、「須賀川市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限」により、退席を求め、先に審議いたします。

(桑名農業委員 退席)

議長 それでは、議案第45号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」における受理第45号について、事務局より説明を求めます。

事務局 早尾係長 説明。

議長 続いて、第45号について調査委員の説明を求めます。

説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

関口委員よろしくお願いいたします。

関口推進委員 受理番号第45号についてご説明申し上げます。

8月16日、深谷農業委員と現地立会説明を受けてきました。譲渡人の実家である泉田区内の家は、譲渡人の兄が住んでおりましたが数年前に兄が亡くなり、現在空家になっています。営農していた農地は他の方に譲りましたが、実家の敷地内の農地については、そのまま残っていることから、不動産業者や地区の農業委員に相談しておりました。

一方、譲受人は、農業並びに土木工事解体業を営んでおり、今回の件で仲介している不動産業者から話があり、家屋等の解体を頼まれたと同時に農業を営んでいることから、農地売買の話がまとまり、今回の申請となりました。譲受人の世帯における農業従事者は5名で、耕作に要する機械は保有しております。申請地は地区の集団畑地にあり、地域の効率的な農地利用に支障がないと思われれます。また、価格についても、お互いの話し合いで決定したものであり、妥当と思われれます。許可上特に問題は無いかと思われれますが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今、第45号についての説明がありました件についてご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第45号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定に

ついて」における受理第 45 号について異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、第 45 号については議決し、許可することといたします。ここで、桑名 辰幸 (くわな たつゆき) 委員の復席を求めます。

(桑名 農業委員 復席)

議長 では、改めて第 39 号から、事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 説明。

議長 続いて、申請番号順に調査員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 39 号について渡邊委員よろしくお願いいたします。

渡邊推進委員 受理番号第 39 号について説明いたします。

8 月 18 日、小枝農業委員と現地調査並びに譲受人へ聞き取り調査を行いました。この案件は約 3 年前に譲受人のお父様が基盤強化法に基づき申請地の隣地の水田を数枚取得しており、その時に申請地も申請していましたが、農振農用地ではないことから、名義変更がなされておりました。1 年前に譲受人のお父様が亡くなり、相続の関係で名義変更の手続きをしていたところ、所有権移転が成されていないことが判明し、今回の申請となったとのことでした。水田の取得代金は 3 年前に支払われており、特に問題は無いと思われれます。委員の皆様の
ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 40 号について、岡部委員と大河原委員にお願いいたします。

岡部俊男推進委員 受理番号第 40 号について説明いたします。

8 月 18 日に高橋農業委員と現地でお話を伺ってまいりました。譲受人は、10 年間自動車販売業を営んでおりましたが、洪水被害などもあって、自動車販売業に限界を感じていたところ、この度、譲渡人からの勧めもあり、また、譲受人自身も農業に興味があったことから、新規就農に至ったとのこととあります。借受地は長年作付けしていない土地で、藪で覆われていましたが、譲受人自身で刈り取って、作付けできる状態になっていました。また、将来的にハウスを建て、野菜を作付けしたいそうです。作業に使用する機械については、譲渡人から

リースする予定となっています。農作業技術については知り合いから指導を受ける予定です。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

大河原推進委員　同じく受理番号第 40 号における保土原地区の申請地について、説明いたします。

両者の関係であります。譲受人の友人が譲渡人の子と同級生であるとのことで、岡部推進委員から説明があったとおり、譲受人がこれから農業をやりたいと譲渡人の子に相談したところ、譲受人が耕作できる状態に戻してもらえるのであれば、申請地を貸しましょうという話になったとのことであります。機械については、譲渡人からのリースを受けながら、順次買い揃えていくとのことで、今後 3 年から 5 年の間に農業をやめることはないかと質したところ、間違いなく農業を続けていくとの力強い言葉を譲受人から聞いたところであります。大きな問題はないかと思われまますので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長　受理番号第 41 号から第 43 号までを、本間委員よろしくお願いいたします。

本間推進委員　始めに受理番号第 41 号について説明いたします。

本件は 20 日に松川農業委員、加藤農業委員と譲受人に聞き取り、現地調査を行いました。譲受人は平成 18 年から申請地を借りて作付けをしておりましたが、この度お互いの話し合いにより所有権の移転となったとのことであります。金額もお互い話し合いのうえ決定したとのことで、問題は無いかと思えます。

また、受理番号第 42 号、第 43 号であります。まず第 42 号については、以前から譲受人が借受け、作付けしていた土地であり、両者話し合いのもと、所有権移転することが決まったとのことであり、金額もお互い話し合いのうえ決定したとのことです。

第 43 号につきましては、こちら以前から譲受人が借受け、作付けしたところでありまして、この度話し合いにより交換が決まったとのことです。何ら問題はないかと思われまます。委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 受理番号第 44 号について、岡部重雄委員よろしくお願いいたします。
岡部重雄推進委員 申請受理番号第 44 号について説明いたします。

20 日に村上農業委員と譲渡人宅を訪問し、聞き取り調査を行いました。今回の案件は 8 年前に養豚場を経営していた譲渡人の父が急逝された際に、譲渡人は仕事の都合上、後継できなかつたことから、話合いのうえ、養豚場並びに周辺の農地を譲受人へ譲ったところでありましたが、最近になり、申請地の所有権移動が成されていないことが判明したため、今回の申請となったとのことをございます。問題はないかと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 受理番号第 46 号について、関根委員よろしくお願いいたします。
関根隆二推進委員 受理番号第 46 号について説明いたします。

20 日に関根農業委員と現地調査と譲受人に聞き取り調査を行いました。現在この土地は、譲受人が耕作しておりますが、所有権の一部を譲渡人が所有しているため、話合いを行った結果、無償で譲ることとなった案件であります。許可上、特に問題が無いかと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。
(質疑等なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 37 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 37 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 38 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員にお願いいたします。

受理番号第 22 号について、内山委員よろしくお願いいたします。

内山推進委員 受理番号第 22 号について、8 月 20 日に長沼地区農業委員 3 名と譲渡人、譲受人同席で現地調査、聞き取りをいたしました結果を報告いたします。

この土地は、令和 3 年第 12 回総会において須賀川農業振興地域から除外することを許可した土地であり、7 月に市が農振除外を決定したところでもあります。それに伴い、土地の売買が成されたところであり、金額も双方で決定したものです。一般住宅の排水関係は、農業集落排水施設に接続し、雨水については U 字溝を入れるということも確認済みで、周囲の農地に与える影響は何ら問題ないと思います。委員の皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 38 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 38 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 39 号「遊休農地に係る非農地証明の適否決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 三島木専門員 説明

※受理番号第 5 号について、第 7 回総会議案第 34 号受理番号第 2 号に係る面積誤謬分の申請があったことについて説明した。

議長 続いて、申請番号順に調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 3 号について相楽委員よろしくお願いたします。

相楽推進委員 受理番号第 3 号について説明申し上げます。

7 月 25 日に安藤農業委員と現地調査、確認をしました。申請地は、以前は申請人の夫が耕作していましたが、夫が亡くなり、子供たちも県外で生活していることもあることや、申請本人も高齢であることから、農

地として復元、耕作することは困難であり、現在は杉が植林され、山林の様相を呈しておりますので、非農地の証明書を発行することについては、支障がないものと考えられますが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第4号について、橋本委員よろしくお願いいたします。

橋本推進委員 受理番号第4号についてご説明いたします。

7月25日に吉田農業委員と事務局で立会い、確認してまいりました。後ろのページの写真においてアカシヤが生い茂っている所が今回の申請地であるので、これらを伐採して農地に戻すのは甚だ困難かと思われま。申請人は前任の農業委員であり、今回の申請については、大変熟慮して提出したものであるとのことで、非農地証明は問題が無いかと思われま。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 なければ、お諮りいたします。

議案第39号「遊休農地に係る非農地証明の適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第39号「遊休農地に係る非農地証明の適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第40号「令和4年度 農地パトロール実施要領(案)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 なければ、お諮りいたします。

議案第40号「令和4年度 農地パトロール実施要領(案)について」、異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第40号「令和4年度 農地パトロール実施要領(案)について」議決し、決定といたします。

議 長 次に、報告事項に入ります。

○ 報告第 25 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」 5 件です。

○ 報告第 26 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 1 件です。

○ 報告第 27 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 2 件です。

○ 報告第 28 号「携帯電話用無線基地局の建設に係る農地転用届出書の受理について」 1 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 その他、皆さんから何かございませんか。

(なし)

議 長 事務局からは何かございませんか。

事 務 局 下記の件について説明した。

●情報事業の推進として福島県農業会議から提供された全国農業新聞の購読推進のチラシ及び啓発グッズについて説明

●農地パトロールの資料について総会終了後に各委員へ配布することを説明。

●活動日誌における業務内容等について、各委員へ問い合わせする場があること。

●新規就農の方へ貸しても良い土地の面積の集約について、8 月・9 月の活動日誌に同意をもらった方の名前と面積を記載するよう依頼した。

議 長 他になければ、これにて令和 4 年第 8 回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。